

死亡一時金請求に必要な書類

【死亡一時金】 国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が死亡した場合に、一定の条件のもとに生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

お手続き先 三条年金事務所 市民課（加茂市） 請求者：_____様

<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	・請求者と亡くなった方の家族関係（続柄）が分かるもの。 ・請求者の生年月日が確認できるもの。
<input type="checkbox"/>	年金証書等	・亡くなった方の基礎年金番号が分かるもの。 ※年金手帳、年金証書、年金通知書（はがき）等
<input type="checkbox"/>	預金通帳	・請求者の名義のもの。
<input type="checkbox"/>	印鑑	・認印で可。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード または通知カード	・請求者のもの。 ※無い場合はマイナンバー入りの住民票
<input type="checkbox"/>	身分証明書	・窓口に行く人のもの。
	生計同一証明書	・亡くなった方と請求者の住所が異なる場合に必要。 ※同じ住所で別世帯の場合は不要 ・民生委員、施設長など親族以外の第三者の証明が必要。
	委任状	・代理の方が窓口で手続きされる場合に必要。

※窓口に行く方の身分確認書類

- ・1点で良いもの（写真付きのもの）

運転免許証（運転経歴証明書）、マイナンバーカード、身体障害手帳 など

- ・2点必要なもの

被保険者証（保険証）、年金証書、年金手帳、年金通知書（はがき） など

※戸籍謄本、住民票は申し出をすれば年金事務所で返却してもらうことができます。

※年金事務所は事前予約制です。裏面を確認いただき、お電話で予約をお願いします。

※三条年金事務所以外でも、全国どこの年金事務所でもお手続きが可能です。

【加茂市役所市民課 問い合わせ先】

電話番号	0256-52-0080(番号のかけ間違いにご注意ください)
所在地	〒959-1392 新潟県加茂市幸町2-3-5
受付時間	平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分まで

【三条年金事務所 問い合わせ先】

電話番号	0256-32-2820(番号のかけ間違いにご注意ください)
所在地	〒955-8575 新潟県三条市興野3-2-3
受付時間	平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分まで 各週初めの開所日 午前8時30分～午後7時00分まで 第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分まで
アクセス	JR信越本線「東三条駅」下車 徒歩10分 越後交通バス「中川内科医院前停留所」下車 すぐ
駐車場	有(35台)

